

評議員会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟（以下「本連盟」という。）
評議員及び評議員会に関し必要な事項を定め、それによって評議員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(評議員の資格)

第2条 評議員は役員本連盟の理事、監事及び職員を兼ねることができない。

(評議員の議決権)

第3条 各評議員は、評議員会における一議決権を有する。

- ② 出席評議員のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

(構成)

第4条 理事は評議員会に出席して意見を述べることができるが、議決権はない。

(改正)

第5条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

(施行)

第6条 本規程は、令和8年5月27日から施行する。